

消防団員の報酬に関する調査票

※消防団の活動内容等について、出来るだけ詳細にご記入ください。

1 消防団員数について(令和4年4月1日現在)

条 例 定 数	200名(団長1名、副団長1名、分団長4名、副分団長4名、班長19名、団員169名、正副ラッパ長2名)
実 数	193名(団長 1名、副団長 1名、分団長 4名、副分団長 4名、部長 1名、班長 20名、団員162名)

※ 消防防災・震災対策現況調査等より

2 消防団の出動状況等について(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

※ 消防団の出動状況・活動内容・頻度などをご記入ください。

<火 災>	出動回数	6回、	出動延人数	134人
<演習・訓練>	出動回数	4回、	出動延人数	87人 (コロナ禍のため回数・延べ人数の減)
<広報・指導>	出動回数	4回、	出動延人数	186人 (春・秋・お盆・年末の火災予防広報)
<特別警戒>	出動回数	2回、	出動延人数	67人 (お盆・年末の警戒)
<捜 索>	出動回数	1回、	出動延人数	17人 (ハヶ岳行方不明者捜索)
<誤 報 等>	出動回数	2回、	出動延人数	31人 (火災警戒)
<そ の 他>	出動回数	9回、	出動延人数	272人 (防犯診断・土のう作成)
計	出動回数	28回、	出動延人数	794人

3 報酬額の検討にあたっての意見等

※ 報酬額の検討にあたってのご意見等をご記入ください。

※ また、他市町村にはない新たな取組みを行っている場合や、村政運営上、特に重要な課題を担っているなどの特別な事情がある場合はご記入ください。

※ 特に、報酬額が県内類似団体や諏訪地域の5市町と比べて高い(又は低い)場合において、上記のように特別な事情がある場合は必ずご記入ください。(別紙「非常勤特別職報酬額一覧表」を参照)

・国では、出動手当を見直し出動報酬とし、災害出動は1日8,000円程度の額を標準とすることとし、出動報酬の支給方法は、団員個人に直接支給すべきとしている。現状当村は出動手当補助金として、災害出動1回800円、災害以外の出動、春・秋・各分団内訓練・火災予防広報・防犯診断・お盆や年末年始巡回・どんど焼き警戒は1回600円、ラッパ訓練は1回400円とし、各分団へ支給している。諏訪地域の5市町では、災害出動について、令和4年度から岡谷市・諏訪市、令和5年度から茅野市が出動報酬制とし国の標準額としました。災害以外の出動(訓練・会議)報酬は、岡谷市・茅野市1,000円、諏訪市が2,000円とし、出動報酬を団員個人への支払いとしました。また、年額報酬についても国では、年額報酬の額を「団員」階級の者について36,500円を標準額とし、「団員」より上位階級の者について標準額と均衡のとれた額としています。

・このことについて、原村消防団正副分団長会議において、消防団員の処遇改善について検討を重ね、出動手当を見直し、出動に応じた報酬制度を創設し、災害出動は1日8,000円程度の国の標準額とし、災害以外の出動は、種別の増減はなく現状とし、報酬額を1,000円とし、出動報酬は団員個人への支払いとする意見を取りまとめました。また、年額報酬については、「団員」より上位階級の者について、6市町村の平均額以上に引き上げをすること、出動報酬同様団員個人への支払いとする意見にまとめられました。(茅野市では、令和5年度に「団員」より上位階級の者の年額報酬の引き上げを予定しています。)

行政委員の報酬に関する調査票

委員会名
事務局(課・係)

教育委員会
子ども課教育総務係

※行政委員会の概要や活動内容等について、出来るだけ詳細にご記入ください。

1 行政委員会の概要について(令和4年4月1日現在)

主な職務等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条に基づく職務 ・学校の設置、管理及び廃止に関すること。 ・教育財産の管理に関すること。 ・学校職員の任免その他の人事に関すること。 ・児童及び生徒などの入学、転学及び退学に関すること。 ・学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 ・教科書その他の教材の取扱いに関すること。 ほか
委員定数	5人 教育長1人、識見委員4人
委員構成	教育長1人、識見委員4人
委員の資格	(教育長)人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命 (識見委員)人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命
選任方法	地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。
任期	教育長3年、委員4年

2 委員の活動状況について

※各委員会の会議の開催状況、会議における審議・協議等の内容をご記入ください。

教育委員会(教育行政の決定機関)の開催を毎月1回行い、教育行政の基本方針や重要事項を審議し決定し実行する。

3 報酬額の検討にあたっての意見等

※報酬額の検討にあたってのご意見等をご記入ください。

※また、他市町村にはない新たな取組みを行っている場合や、村政運営上、特に重要な課題を担っているなどの特別な事情がある場合はご記入ください。

※特に、報酬額が県内類似団体や諏訪地域の5市町と比べて高い(又は低い)場合において、上記のように特別な事情がある場合は必ずご記入ください。(別紙「非常勤特別職報酬額一覧表」を参照)

現在の報酬額で妥当である。

行政委員の報酬に関する調査票

委員会名
事務局(課・係)

農業委員会
農業委員会事務局

※行政委員会の概要や活動内容等について、出来るだけ詳細にご記入ください。

1 行政委員会の概要について(令和4年4月1日現在)

主な職務等	毎月1回の総会に出席、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約等
委員定数	委員11人 農地利用最適化推進委員4人
委員構成	(委員)認定農業者過半数、中立委員1人
委員の資格	(委員)農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者 (農地利用最適化推進委員)農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
選任方法	(委員)村長が議会の同意を得て任命する。 (農地利用最適化推進委員)農業委員会が委嘱する。
任期	(委員)3年 (農地利用最適化推進委員)委員の任期満了の日まで

2 委員の活動状況について

※各委員会の会議の開催状況、会議における審議・協議等の内容をご記入ください。

- ・毎月1回総会を開催。農地法に基づく案件を審議(農地の権利移動の許可・農地転用の意見送付)、農業経営基盤強化促進法に基づく案件を審議(農用地利用集積計画の決定)等。
- ・農地パトロール、遊休農地の所有者等への対応、日々の農地見回り。
- ・地域農業者からの相談対応、農地所有者等からの貸借や売買等の相談対応。
- ・農業者年金加入推進活動(チラシ配布、呼びかけ、個別訪問等)。
- ・活動記録簿の記帳。
- ・諏訪地区協議会、県農業会議、女性農業委員協議会への参加。

(委員会以外の会議)

- ・各種委員会等への出席(全委員に複数割当てあり)

3 報酬額の検討にあたっての意見等

※報酬額の検討にあたってのご意見等をご記入ください。

※また、他市町村にはない新たな取組みを行っている場合や、村政運営上、特に重要な課題を担っているなどの特別な事情がある場合はご記入ください。

※特に、報酬額が県内類似団体や諏訪地域の5市町と比べて高い(又は低い)場合において、上記のように特別な事情がある場合は必ずご記入ください。(別紙「非常勤特別職報酬額一覧表」を参照)

・諏訪地域を比較しても、農地面積が広く活動範囲が広いが、報酬額はかなり低い。(平均値で見ると約半額の状態)

・本年2月に発出された農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、新たに高い目標を設定せざるを得なくなり、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に、さらに強化して取り組む必要が生じている。また、活動記録簿の記帳が義務付けられ、月10日程度の活動(記帳)が必要となった。そのため、委員としての責務はさらに重要になり、活動量も増加していくことが見込まれるため、現状では低すぎると考える。

・委員が取り組む活動日数やその成果実績に基づいて交付するための上乘せ報酬条例を整備するよう県から求められているため、併せて検討が必要と考える。

行政委員の報酬に関する調査票

委員会名
事務局(課・係)

原村選挙管理委員会
原村選挙管理委員会事務局

※行政委員会の概要や活動内容等について、出来るだけ詳細にご記入ください。

1 行政委員会の概要について(令和4年4月1日現在)

主な職務等	選挙に関する事務の管理(村議会議員選挙及び村長選挙)、主として選挙管理委員会が行う事務(選挙人名簿、在外選挙人名簿の登録、閲覧等の事務、投票及び開票に関する事務)、違法な文書図画の撤去、選挙に関する啓発、周知等、選挙関係争訟に関する事務、各種投票、直接請求その他各種法令に基づく事務
委員定数	4人(委員長1人、職務代理1人、委員2人)
委員構成	議会で選挙された4人の選挙管理委員をもって組織
委員の資格	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの
選任方法	議会においてこれを選挙する
任期	4年

2 委員の活動状況について

※各委員会の会議の開催状況、会議における審議・協議等の内容をご記入ください。

定例会:月1回

選挙人名簿定時登録、選挙人名簿抹消者の確定、裁判員候補者名簿及び検察審査委員候補者名簿の調整、選挙管理委員会事務研究、ポスターコンクール伝達式開催

臨時会:必要に応じ(主に選挙時)

投票及び開票に関する事務、選挙時街頭・事業所啓発、選挙公報発送、投票立会人等選任

3 報酬額の検討にあたっての意見等

※報酬額の検討にあたってのご意見等をご記入ください。

※また、他市町村にはない新たな取組みを行っている場合や、村政運営上、特に重要な課題を担っているなどの特別な事情がある場合はご記入ください。

※特に、報酬額が県内類似団体や諏訪地域の5市町と比べて高い(又は低い)場合において、上記のように特別な事情がある場合は必ずご記入ください。(別紙「非常勤特別職報酬額一覧表」を参照)

事務局職員体制を考慮し近隣市町の額から適正と考えます

行政委員の報酬に関する調査票

委員会名
事務局(課・係)

監査委員
議会事務局

※行政委員会の概要や活動内容等について、出来るだけ詳細にご記入ください。

1 行政委員会の概要について(令和4年4月1日現在)

主な職務等	一般監査、出納検査、基金運用調査、財政課判断比率等の審査、特別監査
委員定数	2人
委員構成	代表監査委員、監査委員
委員の資格	識見を有する者、議会選出
選任方法	議会同意
任期	4年

2 委員の活動状況について

※各委員会の会議の開催状況、会議における審議・協議等の内容をご記入ください。

- ・一般監査(年1回、3日)・・・定期監査、随時監査、財政援助団体監査
- ・例月出納検査(年間12日)・・・会計資料確認
- ・決算審査(年間7日)・・・決算資料確認
- ・基金運用状況調査(年間2日)
- ・財政課判断比率等の審査(年間1日)
- ・特別監査(監査請求があった場合)

3 報酬額の検討にあたっての意見等

※報酬額の検討にあたってのご意見等をご記入ください。

※また、他市町村にはない新たな取組みを行っている場合や、村政運営上、特に重要な課題を担っているなどの特別な事情がある場合はご記入ください。

※特に、報酬額が県内類似団体や諏訪地域の5市町と比べて高い(又は低い)場合において、上記のように特別な事情がある場合は必ずご記入ください。(別紙「非常勤特別職報酬額一覧表」を参照)

- ・諏訪地域他市町と比べると低く感じるが、算出方法を確認していないので適正かどうかの判断できない。
- ・類似団体との比較では、差は少なく感じる。

行政委員の報酬に関する調査票

委員会名
事務局(課・係)

固定資産評価審査委員会
住民財務課税務係

※行政委員会の概要や活動内容等について、出来るだけ詳細にご記入ください。

1 行政委員会の概要について(令和4年4月1日現在)

主な職務等	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務
委員定数	3人 識見委員3人
委員構成	識見委員3人
委員の資格	村の住民、村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者(地方税法第423条第3項)
選任方法	議会の同意を得て、村長が選任する。(地方税法第423条第3項)
任期	3年 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(地方税法第423条第6項)

2 委員の活動状況について

※各委員会の会議の開催状況、会議における審議・協議等の内容をご記入ください。

(平成29年度以降分:事案がない場合は、評価替前年度に開催)

平成29年7月28日 固定資産評価審査委員会(原村役場)

平成29年11月27日 固定資産評価審査委員会運営研修会(松本合同庁舎)

令和2年8月4日 固定資産評価審査委員会(原村役場)

令和2年11月24日 固定資産評価審査委員会運営研修会(原村役場:Web研修)

3 報酬額の検討にあたっての意見等

※報酬額の検討にあたってのご意見等をご記入ください。

※また、他市町村にはない新たな取組みを行っている場合や、村政運営上、特に重要な課題を担っているなどの特別な事情がある場合はご記入ください。

※特に、報酬額が県内類似団体や諏訪地域の5市町と比べて高い(又は低い)場合において、上記のように特別な事情がある場合は必ずご記入ください。(別紙「非常勤特別職報酬額一覧表」を参照)

これまでに、固定資産評価額に関する不服の審査決定をしたことはないが、委員は職務・職責を全うするために知識も高くなくてはならない。また、他の委員と同様、自己研修をはじめ、調査研究等に努めなくてはならない。現状、負担はそれほど大きくなく、報酬額は妥当と考える。